

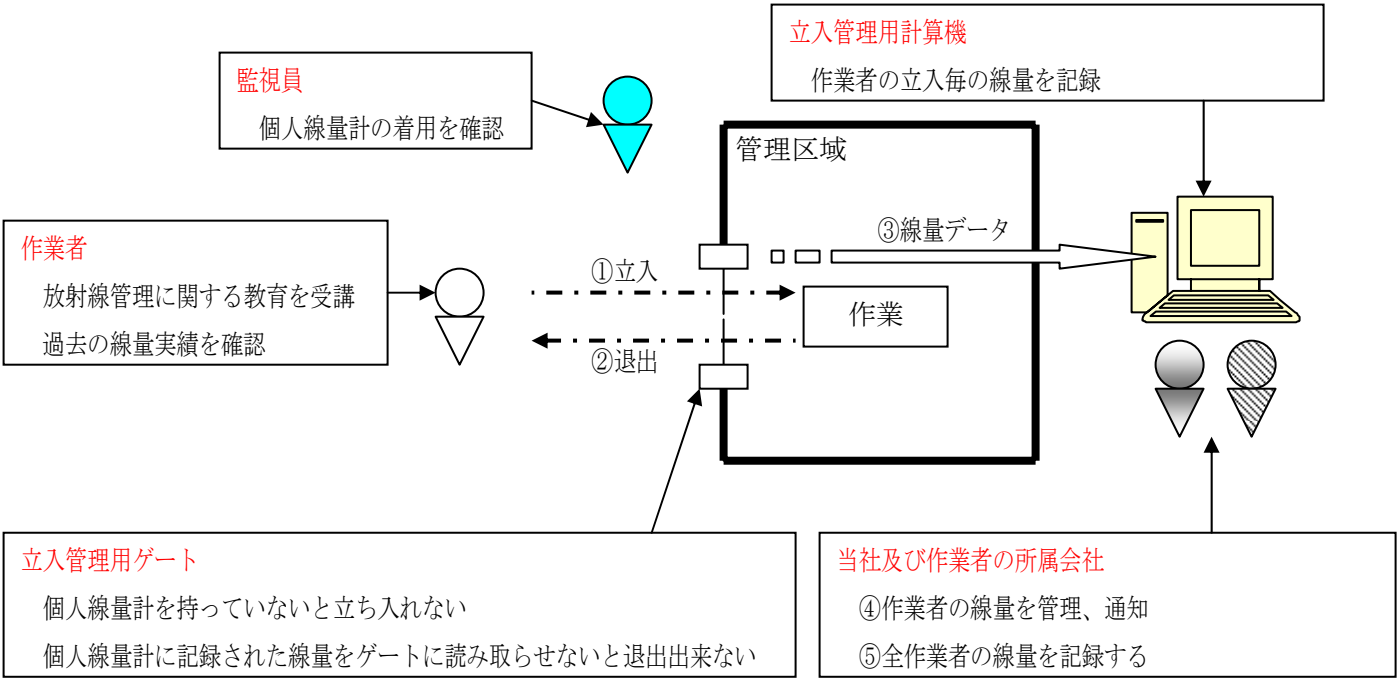
東海第二発電所の放射線管理に関する通報に対する調査結果について（概要）

1. 通報内容

- 平成22年6月29日、7月21日東海第二発電所宛に差出人の特定できない封書にて、以下のとおりの通報があった。
- ・ 管理区域内で作業に従事する場合は、個人線量計を携帯する必要があるが、未だ違法なやり方で作業を行っている現場がある。
 - ・ 作業員は個人の線量がいっぱいになると管理区域に入ることが出来ず職を失うことになるため、自発的と言い訳しているが、個人線量計を他の場所に置き作業している人がある。
 - ・ 定期検査期間、1年を通じて同じ作業員を使いたいこともあり自発的よりも、上の会社が強制的の方が正しいと思われる。
 - ・ 日本原子力発電(株)東海第二発電所であるA社関係の作業場においても発生している。
 - ・ 実際に作業するのはA社以下の会社になるのだが、A社も知っていて知らないふりをしているのかもしれない。（A社（元請）-B社（一次）-C社（二次）-D社（三次）-E社（四次））
 - ・ 特に高線量箇所ドライウエル内作業において行われている。
 - ・ 工事管理側の人間も「日本原電も知っている」のではないかと、言う人もおり日常的なことになっている。
 - ・ 早急に調査すべきである。原電にも責任があり、原電自ら調査して欲しい。

2. 当社の線量管理の現状について

- 当社は以下のように個人の線量管理を行っている。
- ① 個人線量計を着用し、管理区域に立ち入る。監視員は個人線量計の着用を確認する。
 - ② 個人線量計に記録された線量データを立入管理用ゲートに読み取らせ退出する。
 - ③ 線量データは立入管理用計算機に記録される。
 - ④ 当社及び作業者の所属会社は線量を管理する。作業者の所属会社は作業者に線量を通知する。
 - ⑤ 当社は法令に基づき全作業者の線量を記録する。



3. 調査内容及び調査結果

原子炉設置者である当社は、放射線業務従事者として指定された作業者が当社施設で受けた線量を法令に基づき記録しなければならない。また、当社は東海第二発電所原子炉施設保安規定第105条に基づき、管理区域内で作業を行う協力企業に対して、個人線量計の着用を含めた放射線防護措置を遵守させる措置を講じなければならない。

本通報では、2. に示す①管理区域立入から②退出までの間の作業時に個人線量計の未着用が行われたとされている。このため法令及び保安規定を遵守するためのシステムが整備されていることを確認するため（1）東海第二発電所の請負工事における個人線量計の着用に関する管理の適切性の調査を、更に（2）個人線量計の未着用の事実の有無を確認するためのヒアリング調査を、7月にA社の協力を得て行った。なお、調査に関しては、当社の責任において第三者性が確保できる方法、作業者本人が真実を述べることができるヒアリング方法、調査体制等を検討したうえで実施している。

（1）請負工事における個人線量計の着用に関する管理の適切性の調査

作業者に個人線量計を着用させるためのシステムが整備され、適切な管理が行われていることを確認した。

	発注時	作業前	作業中	作業後
当 社	【発注仕様書】にて個人線量計の着用を指示している。	A社の【放射線管理計画書】及び教育などの実施状況に問題ないことを確認している。	A社の個人線量計の着用に関する管理状況を巡視にて確認している。	【放射線管理総合報告書】にてA社の計画線量と実績線量の比較を行い線量の妥当性を確認している。 法令に基づき作業者の線量を記録している。
A 社	当社【発注仕様書】に基づき、個人線量計の着用を【放射線管理計画書】で明確にしている。	【放射線管理計画書】に基づき、個人線量計を着用することを教育し、作業前に適切な個人線量計の着用を指示している。	【放射線管理計画書】に基づき、高線量率箇所退出時には放射線管理員が個人線量計の指示値を確認し、作業者が個人線量計を着用していたことを確認している。	【放射線管理計画書】に基づき、【放射線管理総合報告書】を作成し、計画線量と実績線量の比較を行い線量の妥当性を確認している。 【放射線管理計画書】に基づき、線量実績を作業者に通知している。

（2）個人線量計の未着用の事実の確認に関するヒアリング調査

至近の東海第二発電所第24回定期検査においてA社傘下で作業に従事した2884名のうち、ドライウエル内高線量率箇所（1日1mSvを超える作業計画線量を設定した作業箇所）にて作業に従事した作業者等491名から所属会社、年齢に偏りがないように抽出した74名及び当社関係者13名（工事監理員、放射線管理員）についてヒアリング調査を行った。その結果、下記のとおり第24回定期検査及びそれ以前についても個人線量計の未着用の事実は確認できなかった。

- 個人線量計を外して作業したことはなく、また外して作業しているのを見たことはない
- 個人線量計を外して作業するよう指示したことはない（当社関係者のみ）

4. 結論

当社は、A社の協力のもと作業者に管理区域立入時には個人線量計を着用させる管理を適切に実施していることを確認した。また、ヒアリング調査の結果、個人線量計の未着用に関する事実は確認できず、法令違反や保安規定違反に当たる事実は確認されなかった。

以 上